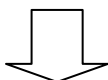


「会津若松冬期間誘客助成金事業」申込の流れ

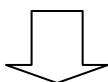
1. 会津若松冬期間誘客助成金事業 交付申請書（様式1）
事業計画書（旅行日程表又は募集チラシ等でも可能）とともに、協会へ申請。

交付申請書に記入の上、協会宛に申し込む。（FAX可）
※期間中、50名以上の送客が見込めたら申請をお願いします。



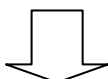
2. 商品内容等について審査後、可否について決定。

商品内容（行程等）を確認し、助成の可否を申請書に記入し返信致します。
※可否いずれの場合も「協会確認印」を押して返信致します。



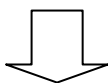
3. 旅行商品期間。

期間前、または、期間中に旅行商品が何らかの理由で中止等になる場合は、「変更承認届」（様式2）を事務局まで提出。
※中止から7日以内にFAXでご連絡ください。



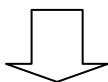
4. 旅行商品期間終了。

送客人数に応じて、実績報告書（様式3）を協会へ送付。
※終了から10日以内にFAXにて提出。



5. 実績報告書内容について確認。

実績報告書内容（送客人数）の確認次第、決定助成金額を記入した実績報告書を返信いたします。



6. 助成金額を記入した請求書を協会へ送付。

定められた請求書（様式4）に助成金額を記入し、協会へ郵送する。
協会では、請求書が到着次第、速やかに指定された口座へ助成金を振り込む。
（振込手数料は、助成金額から差し引く）

会津若松冬期間誘客助成金事業 要綱

1. 目的

本事業は、本市を訪れる旅行誘客を行なう旅行会社に対して、会津若松観光物産協会（以下、協会）が、その誘客に対する費用の一部を助成することにより、会津若松市の資源を有効に活用した旅行誘客を実現し、「東日本大震災」により疲弊した本市の観光振興を図ることを目的とする。

2. 助成対象団体

全国の旅行会社

3. 助成対象事業

- (1) 本市を訪問する旅行で、本要領に定める条件を満たしていること。
- (2) 旅行は平成23年12月1日～平成24年3月31日までの期間内に行なわれること。

※旅行商品については別表1に定める。

※旅行期間が、設定時期に前後する場合の取り扱いは別表2に定める。

4. 助成額

審査のうえ、予算の範囲内で交付するものとする。

事業費が予算の範囲を超えた場合は、申請を受理しないものとする。

(1) 宿泊を伴う旅行商品

会津若松市内に1泊以上の宿泊をし、有料観光施設1箇所以上の訪問をする旅行商品。

集客人数	助成額
50人～200人	100,000円
201人～400人	150,000円
401人以上	200,000円

(2) 日帰り旅行商品

宿泊はしない（宿泊が市外）でも、会津若松市内の有料観光施設2箇所以上を訪問する旅行商品。

集客人数	助成額
50人～200人	50,000円
201人～400人	100,000円
401人以上	150,000円

※「有料観光施設」の基準については別表3に定める。

5. 申請書の様式等

申請書は、次に挙げる書類を添えて、協会へ提出するものとする。

- (1) 助成金交付申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（旅行日程表又は募集チラシ）

6. 審査・助成決定方法

提出された申請書をもとに協会が事業内容、誘客効果等について書類審査を行い、助成対象事業を決定し、7日以内に返信する。なお、助成額は実績報告書に基づき確定する。

7. 旅行会社は、旅行商品が完成したときは、成果物（旅行日程表又は募集チラシ又は旅行パンフレット等）を速やかに提出するものとする。

8. 変更（中止）の承認の申請

当該事業に変更または中止しなければならない事由が生じた場合は、変更（中止）承認申請書（様式2）を中止から7日以内に協会に提出し、承認を受けなければならない。

9. 実績報告書の提出

旅行会社は、当該事業が完了したときは速やかに実績報告書（様式3）を事業完了の日から10日以内に提出するものとする。

実績報告書が提出され次第、協会は内容を確認の上、送客人数に応じて助成額を決定し申請者に対して通知する。

10. 助成金の支払い

協会は、実績報告書内容を精査した結果、助成要件に満たすと認められたときには申請者から請求書の提出を受け、10日以内に指定された口座に助成金を振り込む。

11. 附則

この要領に定めるもののほか、助成金の取扱いについて必要な事項は、会津若松観光物産協会会長が別に定める。

（様式）

様式1 平成23年度会津若松冬期間誘客助成金事業交付申請書

様式2 平成23年度会津若松冬期間誘客助成金事業変更（中止）承認申請書

様式3 平成23年度会津若松冬期間誘客助成金事業実績報告書

様式4 平成23年度会津若松冬期間誘客助成金事業請求書

【旅行商品とは】

- ※一般団体、企画商品（個人・団体）を対象とし教育旅行は除く。
- ※基本的に、同一企画は1団体として取り扱う。
- ※会津地区からの「旅行企画」は助成の対象外とする。

【旅行商品期間が前後する場合の取り扱いについて】

- ※設定時期が重複する場合の取り扱いについては、設定期間内の送客人数に応じて助成するものとする。（要綱に定められた条件を満たしていることが条件）
- （例）
- （10月1日～12月10日に期間設定の旅行商品の場合）
12月1日～10日の期間に送客頂いた人数を対象に助成します。
- （1月5日～4月10日に期間設定の旅行商品の場合）
1月5日～3月31日の期間、送客頂いた人数を対象に助成します。

【有料観光施設の基準について】

- ※会津若松市内にある施設を対象とする。
（ただし、会津若松観光物産協会会員施設は市外でも対象とする／（財）会津民俗館、（株）磐梯南ヶ丘牧場、窯元 流紋焼、酔月焼 窯元）
- ※有料観光施設訪問の条件は「全員入場」を基本とする。（オプション入場は対象外）
- ※有料観光施設とは、施設入場が有料となる施設とする。
- ※入場が無料の施設でも「食事」や「手作り体験」等（有料）を全員が利用した場合は、有料観光施設とする。
- ※有料観光施設内で食事をとった場合は、「1箇所」の訪問とする。
- ※2泊の場合は、有料観光施設2箇所以上の訪問等、泊数と同じ箇所の有料観光施設訪問を条件とする。
- ※宿舎での食事のみ利用の場合でも有料観光施設とする。（有料入浴も同様）

様式 1

平成 年 月 日

会津若松観光物産協会
会 長 室 井 照 平 様

(申請者)

社 名
代表者名 印
(担当者名)
住 所
T E L
F A X

会津若松冬期間誘客助成金事業 交付申請書

下記の通り、誘客を計画しますので、助成金交付要綱に基づき助成金の交付を申請します。

記

1. 旅行商品名
2. 計画期間 平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
3. 計画本数 _____ 本
4. 計画人員 _____ 人
5. 販売開始日 平成 年 月 日 (予定)
6. パンフレット印刷枚数 _____ 枚
7. 添付書類 事業計画書 (旅行日程表又は募集チラシ等でも可能)

審査結果	可 ・ 否
承認日	平成 年 月 日

会津若松観光物産協会 確認印

様式2

平成 年 月 日

会津若松観光物産協会
会 長 室 井 照 平 様

(申請者)

社 名

代表者名

印

(担当者名 :

)

住 所

T E L

F A X

会津若松冬期間誘客助成金事業 変更(中止)承認申請書

平成 年 月 日付により承認された商品について、下記の通り変更(中止)したいので、会津若松冬期間誘客助成金事業要綱の規定により申請します。

記

1. 旅行商品名

2. 変更・廃止の理由

3. 変更・廃止の内容

様式3

平成 年 月 日

会津若松観光物産協会
会 長 室 井 照 平 様

(申請者)

社 名

代表者名

印

(担当者名 :

)

住 所

T E L

F A X

会津若松冬期間誘客助成金事業 実績報告書

平成 年 月 日付で承認されました旅行商品について、下記の通り実施しましたので、冬期間誘客助成金事業要綱の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1. 旅行商品名

2. 実施期間 平成 年 月 日 () ~平成 年 月 日 ()

3. 催行本数 _____ 本

4. 送客人数 _____ 人

(申請者、記入不要)

会津若松冬期間誘客助成金事業 決定助成金額

¥

平成 年 月 日

会津若松観光物産協会 印

様式 4

平成 年 月 日

会津若松観光物産協会
会 長 室 井 照 平 様

(申請者)

社 名

代表者名

住 所

印

会津若松冬期間誘客助成金事業 請求書

金 円也

ただし、会津若松冬期間誘客助成金事業として、上記金額を請求します。なお、助成金の振込みは下記口座にお願いします。

記

旅行商品名	
振込先	銀行 支店
預金種別	1 普通 2 当座
口座番号	
口座名	
電話番号	

※振込手数料は助成金額より差し引かせて頂きます。